

昭和四十五年文部省・厚生省令第三号

臨床検査技師学校養成所指定規則

(昭和三十三年法律第七十六号)第十七条の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則を次のように定める。

(この省令の趣旨)

第一条 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十

三年法律第七十六号。以下「法」という。)第

十五条第一号の規定に基づく学校又は臨床検査

技師養成所(以下「養成所」という。)の指定

に関しては、臨床検査技師等に関する法律施行

令(昭和三十三年政令第二百一十六号。以下「令」という。)に定めるものほか、この省令

の定めるところによる。

2 前項の学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

(指定基準)  
第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項に規定する者(法第十五条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第一項の規定により当該大学に入学させた者を含む)、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は次条各号のいずれかに該当する者であることと。

二 修業年限は、三年以上であること。  
三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。  
四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。  
五 医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては、一人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。

えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、「一学級増すごとに二を加えた数」とすることはできる。)と定めることができる。

五 医師等である専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後五年以上法第二条に規定する業務を業として行つた臨床検査技師(以下「業務経験五年以上の臨床検査技師」という。)であること。ただし、業務経験五年以上上の臨床検査技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

六 一学級の定員は、十人以上四十人以下であること。

七 同時に授業を行なう学級の数を下らない数八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。

十 臨地実習を行うのに適當な施設を実習施設として利用しうること及び当該実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

十一 専任の事務職員を有すること。

十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十三 法附則第四項の中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

(中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)

一 旧国民学校令(昭和十六年勅令第二百四十八号)による国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者

六 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程(昭和十八年文部省令第六十三号)第二条又は第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

七 旧青年学校令(昭和十年勅令第四十一号)(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科(修業年限二年のものを除く。)を卒業した者

八 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)による試験検定に合格した者又は同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校若しくは高等学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

九 旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者

十 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行なう試験に合格した者

十一 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十九号)第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号若しくは第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者

十二 前各号に掲げる者のほか、文部科学大臣において学校又は養成所の入学又は入所に関する高等学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者

十三 第三条の二 令第十条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(國の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合には、設置予定期限月日)

五 学則(修業年限及び入所定員に関する事項)

六 長の氏名  
(指定の申請書の記載事項等)

七 申込者(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

八 申込者(法人にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録

十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該施設における実習用設備の概要

十一 収支予算及び向こう二年間の財政計画(法令第十七条の規定により読み替えて適用する事項)並びに当該施設に令第十七条の規定により読み替えて適用する事項の書面には、前項第二号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。

十二 前各号に掲げる者のほか、文部科学大臣において学校又は養成所の入学又は入所に関する高等学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者

十三 第一条の二 令第十二条第一項の申請書又は前項の書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

十四 第二項の規定による実習施設の変更の承認又は届出をする事項

十五 第五条 令第十二条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)若しくは同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。

十六 令第十二条第一項の規定による実習施設の変更の承認の申請又は令第十七条の規定により読み替えて適用する令第十二条第一項の規定による実習施設の変更の協議の申出には、前条第三項に定める書類を添えなければならない。

十七 令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、

教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。次項において同じ。)とする。
令第十七条の規定により読み替えて適用する前条第一項第二号若しくは第三号又は同項第五号に掲げる事項とする。
(変更の承認又は届出に関する報告)
第五条の二 令第十二条第三項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。
一 変更の承認に係る事項(第四条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。)当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間
(報告を要する事項)
第六条 令第十三条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 当該学年度の学年別学生数
二 前学年度における教育実施状況の概要
三 前学年度の卒業者数
(指定の取消しに関する報告事項)
第六条の二 令第十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。
一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
二 名称
三 位置
(指定取消しの申請書等の記載事項)
第七条 令第十六条の申請書又は令第十七条の規定により読み替えて適用する令第十六条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五一年一月一〇日文部省・厚生省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六一年四月一〇日文部省・厚生省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五一年一月十一日から施行する。
附 則 (昭和五一年一月十一日文部省・厚生省令第一号)
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十二年一月十一日)から施行する。
附 則 (昭和五三年八月一日文部省・厚生省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五一年一月十一日から施行する。
附 則 (昭和五一年一月十一日文部省・厚生省令第一号)
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十二年一月十一日)から施行する。
附 則 (昭和五三年八月一日文部省・厚生省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

付則ハ、令三三三三日で附せ  
ていなものとみなして、この省令による改正後  
のそれぞれの省令の規定を適用する。

**第一条** この省令は、令和三年四月一日から施行する。

## 第二条 二の（経過措置）

**第一条** この省令は、令和三年四月一日から施行する。

教別事

かわらず、なお従前の例によることができ  
る。

附則（令和四年九月三〇日文部科学省・厚生労働省令第三号）

この省令は、令和四年十月

月一日から施行す

	合計	
備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十二年文部省令第二十八号）第二十一条の規定による。この場合におい て第二項の規定の例による。	百二	三単位以上は、生理性的検査に関する実習を行うこと。 実習時間の三分の一以上は、病院又は診療所において行うこと。 別表第二の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させる」と。

考 備 一	この表の中欄に掲げる行為により得られた検査試料及び検査結果を診療の用に供する場合は、実習指導者による確認が必要であること。	二 この表の中欄に掲げる行為の実施又はこの表の下欄に掲げる行為の見学は、患者の同意を得て行うこと。	その他の実習	血液塗抹生化学的検査、尿・糞便等二本作成と鏡般検査、輸血・移植検査
			血液型検査 尿定性検査 培養 m染色検 查 a m染色 G r	メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臟器の切り出し及び写真撮影 迅速標本作成及びその報告